

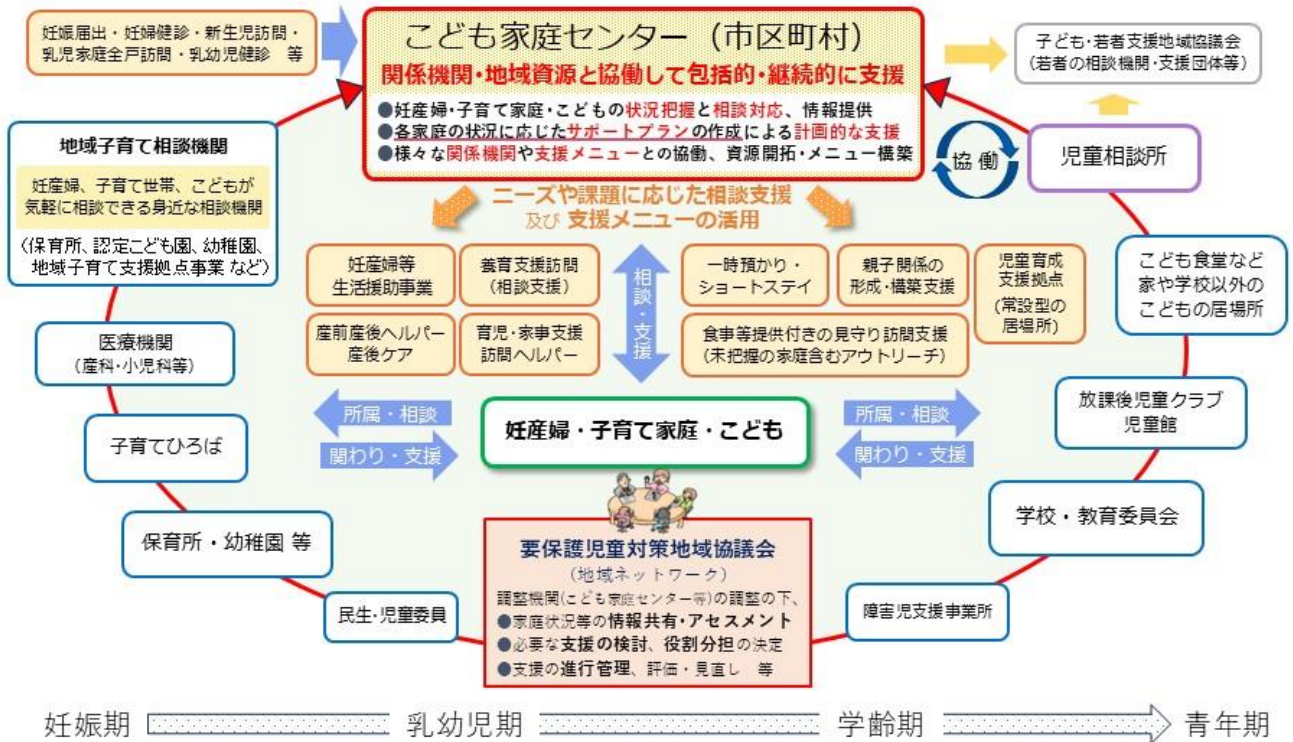
こども家庭センターの設置(R8.4 予定)について

【概要】

- ・母子保健機能と児童福祉機能を一体化させた「こども家庭センター」の設置により「妊娠中からの予防的アプローチ」を強化。

こども家庭センターを中核とした包括的・継続的支援

- 令和4年改正児童福祉法により、市町村によるセンター設置が努力義務化（令和6年4月施行）
- 市町村において、妊産婦や子育て家庭を早い段階から支援して子育てを支える（身近な市町村の強み）
 - 市町村にこども家庭センターを設置し、妊娠届や各種健診、様々な関係機関との連携などを通じて早い段階で家庭の困難を把握・支援する中核を担い、地域全体で継続的に家庭を支える体制を強化
 - 設置率71.2%(R7.5.1) → 令和8年度までに全市区町村に整備するため開設や運営の経費を補助



【センターが担う主な役割】

	具体的内容
1. 見守る	妊娠届や健診を通じて、「困りごとが表面化する前に、行政からプッシュ型（能動的）で状況を確認できる体制・関係性」を作る。
2. つなぐ	「こどもの預け先を知りたい」「産後がつらい」といった声を、適切な専門機関へつなぎ、必要なサービスへ誘導する。
3. 支える	特に支援が必要な家庭には、オーダーメイドの支援計画（個別プラン）を作って伴走する。